

令和 4年11月 7日

老齢給付金（年金）定時支払のお知らせ

令和 4年 12月定時支払日：令和4年 12月1日（木）です。

（令和 4年 6月～令和4年 11月分をお支払いいたします。）

この定時支払に係る「年金支払のお知らせ」は、令和4年 11月 29日（火）に支払業務を委託している住友生命から発送する予定です。

※指定口座への入金時間は、金融機関により異なることから、午前中にお引き出しできない場合がありますので、ご了承ください。

老齢給付金（年金）について

- 年 2回（6月・12月の各1日）の支払となります。（1日が非営業日の場合は翌営業日）
- 「雑所得」として所得税の課税対象となります。
- 所得税法上企業年金は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出ができないため、年金の支払時に一律で所得税の源泉徴収（支給額の 7.6575%）を行っております。

源泉徴収された所得税の還付等につきましては、翌年1月に「公的年金等の源泉徴収票」を送付いたしますので、確定申告により、ご対応ください。

【次回の年金定時支払日：令和 5年 6月 1日（木）の予定です。】

◇ゆうちょ銀行をご指定されている方へ

システムの都合により、ゆうちょ銀行の通帳に印字される振込人名義が以下のとおりに変更となりましたので、ご注意ください。

（従来）スミトモセイメイホケンキギョウネンキンキン

→ （変更後）スミトモセイメイホケン

【お問合せ先】 TEL：03-3560-7017（受付時間 平日 9：00～17：00）